

# 短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜市指定 第 2170111344 号)

※当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。
---

## 1. 法人の概要

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 友愛会    |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県山県市大門803番地 |
| (3) 電話番号  | 0581-36-1050  |
| (4) FAX   | 0581-36-2300  |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 岩砂和雄      |
| (6) 設立年月  | 平成13年8月9日     |

## 2. 事業所の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 短期入所生活介護・平成25年10月1日指定<br>(第 2170111344 号)   |
| (2) 事業所の名称 | 長良グリーンビレッジ  |
| (3) 事業所所在地 | 岐阜市長良福光161-1  |
| (4) 電話番号   | 058-297-0112  |
| (5) FAX    | 058-297-0113  |
| (6) 管理者氏名  | 富士道久美   |
| (7) 理念     | <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の方々の意思を尊重し、自立の意欲を喪失することなく、豊かな安らぎのある生活が送れる事業所を目指します。</li><li>・職員は常に利用者の方々やご家族の満足を念頭に置き、誠意を持って自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高めることに努力します。</li><li>・地域福祉の拠点として、地域住民との連携を密にし、幸せな福祉社会の実現に努めます。</li></ul> |
| (8) 開設年月   | 平成25年10月1日  |
| (9) 入所定員   | 46人   |

### 3. 居室の概要

#### <居室等の概要>

居室・設備の種類	室数	備品
個室（1人部屋）	46室	タンス・テレビ
食堂	2室	
浴室	2室	機械浴槽
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：施設内の喫煙場所以外での喫煙はできません。また、たばことライターは防災管理上、施設でお預かりさせていただきます。

### 4. 職員の配置状況

#### <主な職員の配置状況>

職	種	配置人員	指定基準
1. 事業所長（管理者）		1.0名	1名
2. 生活相談員		1.0名	1名
3. 看護職員		3.2名	2名
4. 介護職員		20.0名	16名
5. 機能訓練指導員		2.0名	1名
6. 栄養士		1.0名	1名
7. 事務員		2.3名	必要数

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### (1) サービス内容と料金

##### <サービス内容>

- ①食 事 朝食8：00 昼食12：00 おやつ15：00 夕食18：00
- ②入 浴 入浴又は清拭を週2回行います。
- ③排 泄 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④送 迎 ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。通常の送迎の実施地域は岐阜市北部（JR 東海道線以北）・山県市高富地域といたします。
- ⑤健康管理 看護職員が、健康管理を行います。医療を要する場合は医療機関に受診することとなります。
- ⑥巡視 夜間は介護職員が安否確認のため巡視しています。  
巡視時間 21：00 23：00 1：00 3：00 5：00
- ⑦その他 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。  
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

## 〈サービス利用料金〉

### 基本料金（介護保険の給付対象となる利用料）

- ☆ 利用料金は別紙に記載しています。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 送迎費は片道の料金です。
- ☆ 居住費および食費については【介護保険負担限度額認定証】の提示により減額される場合があります。負担限度額については別紙参照してください。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、手続きをしていただくと自己負担額を除き介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。その際には「サービス提供証明書」を交付します。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の実費負担となります。

#### ① 特別な食事・食材

喫 茶：飲み物、お菓子付

#### ② 理髪・美容 [理美容サービス]

月に2回（第1・第3水曜日）美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

#### ③ レクリエーション、クラブ活動、外出

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく場合、実費を負担いただくことがございます。

#### ④ 複写物等のサービス

#### ⑤ 日常生活品の購入

事業所内で簡単な日用品販売をしております。

簡単な買い物代行サービス（手数料：1回200円）を実施しております。

\*おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## （2）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、翌月に口座振替にてお支払いください。ただし口座振替申し込みが期日に間に合わなかった場合は窓口又は振り込みにてお支払いください。

### (3) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	岐北厚生病院
所在地	山県市高富1187
診療科	内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科 皮膚科・放射線科

#### ②協力医療機関

医療機関の名称	岩砂病院・岩砂マタニティ
所在地	岐阜市八代1-7-1
診療科	内科・産婦人科

☆ ご契約者の病状の急変およびその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡、搬送等の必要な措置を講じるとともに身元引受人へ連絡をいたします

### (4) 利用の中止・変更・追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合にはサービスの実施日前までに事業所に申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用日の午前8：00までに申し込みがあった場合 無料

利用日の午前8：00までに申し込みが無かった場合 当日の自己負担分

○食事を中止する場合は下記の時間までに事業所に申し出て下さい。申し出があった場合は中止した食事の費用はいただきません。

朝食：前日の14：30まで

昼食：当日の10：00まで

夕食：当日の15：00まで

## 6. 契約の終了について

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>②事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>③事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ご契約者から解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥事業所から解約の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|--|

### (1) ご契約者からの解約の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても下記の場合には、ご契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>②ご契約者が入院された場合</li><li>③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|--|

### (2) 事業所からの申し出により解約していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を解除していただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|

## 7. 個人情報の開示について

サービスを利用するにあたり、下記の事項についてご契約者およびご契約者の家族等の個人情報を開示させていただきます。

別紙「個人情報の利用目的」に基づいて運用しています。

- ①事業所内の名前の掲示（居室・配膳・作品の展示等）又、ご契約者をお呼びする場合、氏名での呼び出しを行うこと。
- ②第三者からご契約者が利用されているか否かのお問い合わせ（窓口・電話）についてお答えすること。尚、上記以上のお問い合わせ（介護状況等）はお答え致しません。
- ③医療機関・介護サービス事業者等との連携上、サービスの質の向上を目的とした評価機関による審査等ご契約者の心身の状況ならびにそれに付随して家族等の情報を提供する必要がある場合、医療機関・介護サービス事業者からの照会への回答や医師等の意見・助言を求める場合。
- ④審査支払機関へのレセプトの提出、行政機関・保険者・介護サービス事業者への医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する請求や連携の為の提出、照会等の場合。
- ⑤施設管理用としてご契約者の顔写真を撮影させていただきます。行方不明捜索時のような緊急やむを得ない場合は、警察などに情報の開示をさせていただきます。
- ⑥事業所での様子をお知らせする手段として「長良グリーンビレッジ ホームページ」を作成し公開しています。

## 8. 身元引受人

契約の締結にあたり、身元引受人を1名お願いいたします。

- (1) 身元引受人には、ご契約者の契約に係る一切の債務において、契約者と連携して履行する責任を負っていただきます。
  - ①ご契約者が、疾病等により医療機関に受診および入院する場合、手続きが円滑に行うように契約者に協力していただきます。
  - ②契約解除または契約終了の場合、事業所と連携してご契約者の状態に見合った適切な受け入れ先の確認に努めていただきます。
  - ③契約解除または契約終了の場合、当事業所に残されたご契約者の所持品(残置物)を引き取っていただきます。
- (2) 身元引受人は身分を証明するもの(運転免許証の写し等)を1部提出していただきます。

## 9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対しては、定期的に非常災害等の避難訓練を行います。

防火については、当事業所の「消防計画」に基づき防火訓練等を行います。

## 10. 事故発生時の対応について

当事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村への連絡等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に関して携った措置を記録します。併せて事故発生の原因追求、再発防止の検討を行います。

本人様らしい生活を営む中では避けられない事故が起こることがあります。介護サービス事業所を利用しているから安心ということではありません。本人様らしい生活の中で避けることが難しい「生活リスク」が存在することをご家族様・事業所で共有し、当事業所における事故を防止する努力を行います。

## 11. 身体拘束廃止について

当事業所は厚生労働省より発行されている、身体拘束ゼロへの手引きに基づき身体拘束廃止に向けた介護を行っております。

当法人の理念でもある、本人様に豊かな安らぎのある生活を過ごして頂くために身体拘束廃止を目指し取り組んでいます。

ただし、以下の三点を満たしている場合には身体拘束を行う場合があります。

- ① ご利用者ご本人、又は他のご利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

## 12. 実習生受け入れについて

当事業所の職員の専門性を社会に還元する為、介護福祉士やホームヘルパー養成実習施設、あるいは官公庁や民間企業の職員研修等、さらには学生・生徒等に教育実習の場を提供いたします。

## 13. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付担当責任者

[職名] 主任生活相談員 横山 亮太

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 (8:00～17:00)

#### ①苦情の受付方法

ご契約者、ご家族の皆様より以下の方法で苦情の受付を致します。

- ・ 苦情受付ボックスの設置…1F下足箱、2階・3階食堂に設置しています。
- ・ 電話による受付
- ・ 苦情受付機関（行政機関等）からの報告

## ②苦情の対応方法

1. 事実確認を致します。
2. 改善方法の検討を致します。
3. 苦情解決責任者（管理者）の決裁を頂きます。
4. 必要に応じて関係機関から情報収集をし、相談します。

## ③改善方法の掲示

- ・ 掲示板による掲示を行います。
- ・ 必要に応じて苦情解決責任者との話し合いの場を設けます。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜市役所 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	岐阜市今沢町18番地 (058) 265-4141 (代表) 月～金 (祝日除く) 8:45～17:30
岐阜県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	岐阜市下奈良2-2-1 (058) 275-9826 月～金 (祝日除く) 9:00～17:00
岐阜県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	岐阜市下奈良2-2-1 (058) 273-1111 月～金 (祝日除く) 9:00～17:00



## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 2,559.95㎡
- (3) 事業所の周辺環境 岐阜市の北部、長良橋通りに面した利便性の高い環境です。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**生活相談員**・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**介護支援専門員**・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

**看護職員**・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**介護職員**・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

### 3. サービス利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたっては、事業所を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、火気類・刃物などは原則として持ち込むことができません。

#### (2) 面会

面会時間 8：00～19：00

（17：00以降は施錠していますのでインターホンでお呼び出しください。）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出るとともに、面会届に記入してください。

※飲食物（利用者への差し入れ）を持ち込まれた際には必ず介護職員に声をかけてください。

(3) 宗教活動等

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

(4) 外出

外出をされる場合や食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(5) 事業所・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(6) 喫煙

事業所内では喫煙場所以外での喫煙はできません。また、たばことライターは防災管理上、施設でお預かりさせていただきます。

4. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。又、事故発生時、事業所が法定勤務中であり事業所に過失がない場合には事業所は契約者に対し賠償責任は負えません。

※施設加入の損害賠償保険の範囲内にて対応いたします。

平成25年10月 1日 作成  
平成26年 4月 1日 改訂  
平成26年 6月 1日 改訂  
平成26年10月15日 改訂  
平成26年11月14日 改訂  
平成27年12月 6日 改訂  
平成30年 4月 1日 改訂  
平成31年 4月 1日 改訂